

宇美町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2019 年 2 月

宇 美 町

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	背 景	1
(2)	目 的	4
2	基本的事項	4
(1)	対象とする範囲（事務・事業及び活動）	4
(2)	対象とする温室効果ガスの種類	8
(3)	事務事業編の計画期間、基準年度、目標年度	9
(4)	計画の位置づけ	9
3	温室効果ガスの排出状況	10
(1)	基準年度（2013 年度）の状況	10
(2)	直近 5 年間の経年変化	22
(3)	施設別温室効果ガス（二酸化炭素換算値）の比較	23
4	環境配慮行動の現状と将来の意向	24
5	計画の目標	25
(1)	温室効果ガス排出削減量の見込み	25
(2)	温室効果ガス排出量の削減目標	32
6	具体的な取組	34
(1)	財やサービスの購入に関する取組	34
(2)	財やサービスの使用に関する取組	34
(3)	ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組	36
(4)	建設工事に関する取組	36
(5)	施設設備の運用改善及び導入・更新、再生可能エネルギーに関する取組	36
7	計画の推進	37
(1)	カーボン・マネジメント体制	37
(2)	進行管理の方法	39
	巻末資料	42
(1)	宇美町地球温暖化対策推進委員会設置要綱	42
(2)	点検調査票	43

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

1) 地球温暖化問題をめぐる社会的動向

地球温暖化は、私たち人類の生存基盤を揺るがしかねない最も重大な環境問題の一つです。私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす大きな要因となっていることから、さまざまな主体による視点や立場からの多元的な取組が期待されています。

地方公共団体では、地域住民の生活や事業活動に関連の深い多様な施策を実施することで温暖化対策を推進するとともに、自らも事業所の一つとして率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることが期待されています。

①気候変動の影響

地球温暖化が引き起こす気候変動の影響は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であると認識されています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」（以下「温対法」という。）の第 1 条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

②地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015 年 11 月 30 日から 12 月 12 日まで、フランスのパリにおいて国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（先進国）※¹と非附属書 I 国（途上国）※²という垣根を超えた全ての国の参加と、5 年毎の各国での地球温暖化対策への貢献状況を提出・更新するしくみ、適応計画プロセスや行動の実施等を規定した画期的なものです。

※1【附属書 I 国】

温室効果ガス削減目標に言及のある国（先進国及び市場経済移行国、約 40 カ国と欧州連合）。

※2【非附属書 I 国】

温室効果ガス削減目標に言及のない途上国。

③地球温暖化対策をめぐる国内の動向

我が国は、平成 28 年 5 月 13 日に、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比 26%削減することを国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。削減目標の 26%のうち、地方公共団体を含む業務その他部門では約 40%削減を目標にしており、温室効果ガス排出量の削減に向けた行政自らの率先した取組が求められています。

地方公共団体については、温対法において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（＝地球温暖化対策実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。

2) 宇美町の特性と基本理念

本町は、面積 30.21km²、人口 37,321 人（平成 31 年 2 月 1 日現在）の町です。西は大野城市と福岡市、北西は志免町、北は須恵町、東は飯塚市、南は太宰府市と筑紫野市にそれぞれ隣接し、福岡都市圏に属します。



参考：第 6 次宇美町総合計画

図 1 町の位置図

■本町の特徴

福岡都市圏の一翼を担う位置特性に恵まれた町

- 本町は、福岡市の 15km 圏にあり、町の西側に九州縦貫自動車道が南北に走り、福岡インターチェンジ、太宰府インターチェンジに挟まれており、北側に接する須恵町にはスマートインターチェンジが立地しています。また、九州縦貫自動車道には高速バスの宇美バス停があります。鉄道は、JR 香椎線の宇美駅があり、博多方面、香椎方面、飯塚方面を結んでおり、博多駅までの所要時間は 35 分程度、さらには福岡空港にも近く、広域的な交通幹線網の利用しやすい町です。

豊かな自然に恵まれた町

- 本町は、四王寺坂団地やひばりが丘団地などの大規模住宅団地があり、一定の人口集積がある一方で、住宅地や市街地外では森林などの自然的土地利用が 79.2% を占めています。東部にある山郡山は、冬季に高さ 20m ほどになることもある河原^{だに}谷の大つららや山麓の斜面に展開する森と水と花が豊かな一本松公園（昭和の森）を有するなど、豊かな自然に恵まれた町です。

歴史的・文化的資源が数多くある町

- 古事記・日本書紀の記述では神功皇后^{じんくう}が応神天皇を出産された地とされ、これにちなんで「産み」に通じる「宇美」という地名がつけられたといわれています。また、魏志倭人伝でも登場する不彌（ふみ）国は宇美町を中心とした糟屋郡内であるという学説があるとともに、由緒ある宇美八幡宮をはじめ、光正寺古墳や大野城跡などの歴史的・文化的資源が数多くある町です。

地域づくりを支える人材が豊富な町

- 町内には 48 の自治会があり、それぞれ特色ある活動を進めています。また、ボランティア活動やまちづくり活動を担う事業者や団体、人材が豊富な町で、こうした人材が活躍できる環境づくりのため、平成 25（2013）年 7 月に「宇美町共働のまちづくり推進のための指針」を策定しています。

参考：第 6 次宇美町総合計画

本町は、福岡市の15km圏にある地の利の良さに加え、町域のおよそ6割を森林が占める豊かな自然と、多くの歴史的・文化的資源に恵まれ、福岡市のベッドタウンとして発展を遂げてきました。

本町では、これらの特性を生かし、まちに“にぎわい”と“活気”を生み出していくためのまちづくりの指針として、平成27年度から平成34年度までを計画期間とする「第6次宇美町総合計画」を策定しています。

本計画では「ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」を基本理念とし、「ともに創る自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を町の将来像として掲げています。

また、本町では、これら基本理念に基づき将来像に近づくための環境面からのアプローチとして「自然と共生する魅力あふれるまち」を基本目標としています。その上で、地球温暖化対策に取り組むことは、自然を生かしたまちづくりを進めるために避けては通れない必須の要件であると捉えています。

「宇美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）では、行政の活動に伴って発生する温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を計画的に検討・実施することを念頭に定めるものです。

■まちづくりの基本理念

「ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」

ひとが輝き！	町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援します。
地域が輝き!!	町民一人一人の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指すため、町民と行政による共働のまちづくりを推進します。
まちが輝く!!!	町民一人一人が、豊かな自然、歴史的・文化的資源を最大限に活用し、にぎわいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」と実感できるまちづくりを目指します。

■まちの将来像

ともに創る 自然とにぎわいが 融合したまち・宇美

（2）目 的

本計画は、本町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組を行い、地球温暖化対策を積極的に推進することを目的とします。

2 基本的事項

（1）対象とする範囲（事務・事業及び活動）

本計画は、町が所有する全ての施設（表1）及び町の組織で行う事務・事業及び活動を対象とします。

表1 対象とする町所有の施設

施設 番号	大分類	中分類	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	経年数 (2018年 度基準)
1	町民文化系施設	集会施設	中央公民館	社会教育課	1,909	40
2	町民文化系施設	集会施設	地域交流センター	社会教育課	5,381	11
3	社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館	社会教育課	1,045	38
4	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	武道館	社会教育課	2,018	24
5	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	寺浦運動広場	社会教育課	32	21
6	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	勤労者体育センター	社会教育課	1,182	34
7	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合スポーツ公園	社会教育課	901	21
8	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	宇美南町民センター	社会教育課	1,579	12
9	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	住民福祉センター	社会教育課	1,549	42
10	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	天ヶ熊多目的運動場	社会教育課	16	28
11	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	原の前スポーツ公園	社会教育課	347	17
12	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	林崎運動公園	社会教育課	347	18
13	産業系施設	産業系施設	研修所（まなびや・うみ）	社会教育課	515	16
14	学校教育系施設	学校	宇美小学校	学校教育課	5,775	51
15	学校教育系施設	学校	宇美東小学校	学校教育課	6,565	47
16	学校教育系施設	学校	原田小学校	学校教育課	7,575	38
17	学校教育系施設	学校	桜原小学校	学校教育課	5,623	36
18	学校教育系施設	学校	井野小学校	学校教育課	6,436	27
19	学校教育系施設	学校	宇美中学校	学校教育課	9,076	55
20	学校教育系施設	学校	宇美東中学校	学校教育課	7,983	33
21	学校教育系施設	学校	宇美南中学校	学校教育課	8,302	21
22	子育て支援施設	保育施設	早見保育園	子育て支援課	938	30
23	子育て支援施設	保育施設	原田保育園	子育て支援課	1,183	15
24	子育て支援施設	保育施設	貴船保育園	子育て支援課	872	40
25	子育て支援施設	保育施設	柳原保育園	子育て支援課	1,742	45
26	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	老人福祉センター	福祉課	922	40
27	保健・福祉施設	児童福祉施設	働く婦人の家（し〜ず・うみ）	まちづくり課	1,933	30
28	保健・福祉施設	児童福祉施設	こども療育センター（すくすく）	子育て支援課	265	14
29	保健・福祉施設	その他社会保健 施設	健康福祉センター（うみハピネス） H29から子育て支援センター（ゆうゆう）が移設	健康づくり課	3,594	21
30	行政系施設	庁舎等	庁舎	財産活用課	5,063	43
31	供給処理施設	供給処理施設	衛生センター	環境課	1,000	4
32	供給処理施設	供給処理施設	上下水道課施設（障子岳浄水場）	上下水道課	200	17
—	合 計		—	—	91,868	—

「1. 中央公民館」、「9. 住民福祉センター」は、エネルギー共同管理施設。

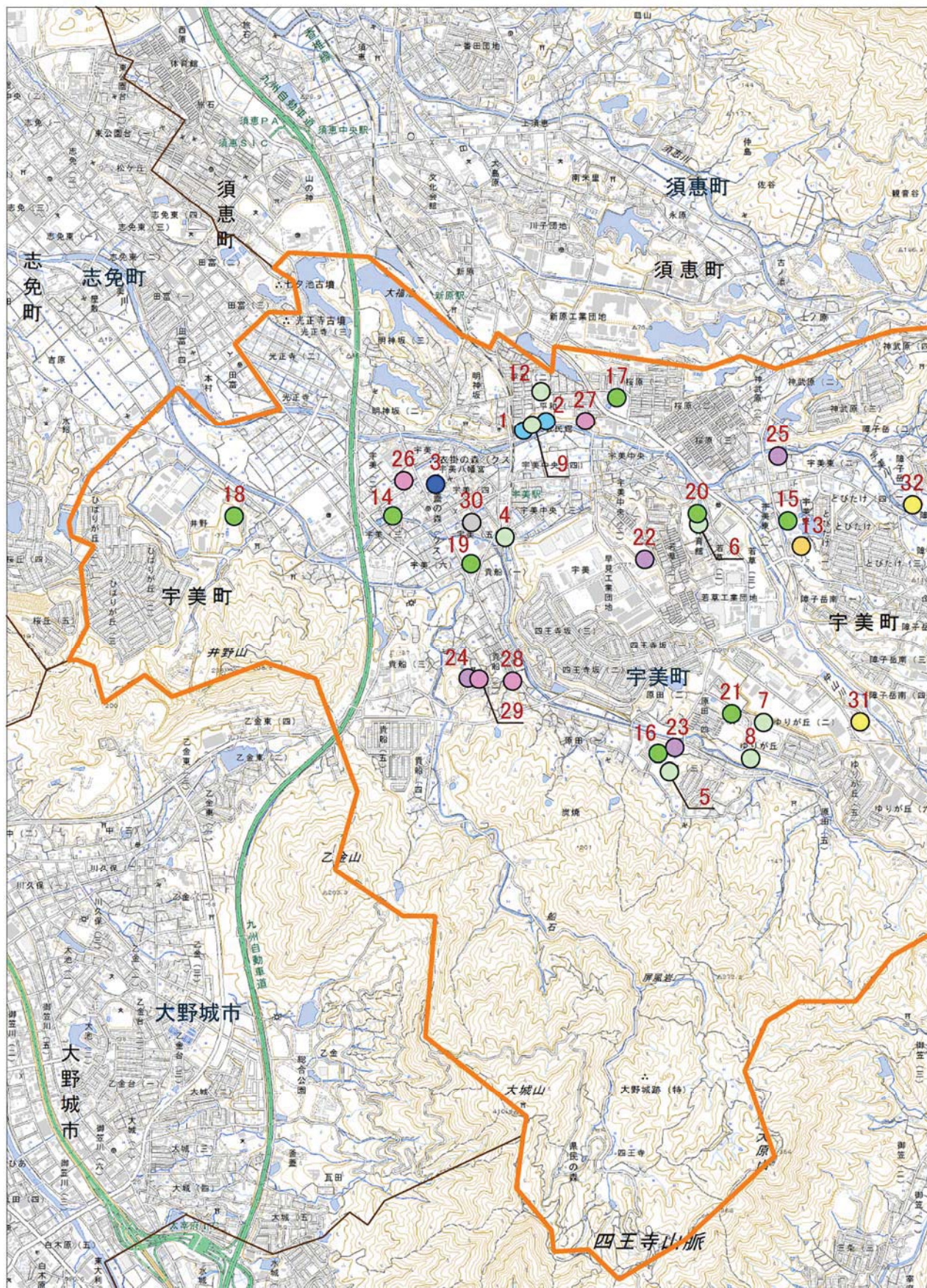


図2 対象施設位置図



（２）対象とする温室効果ガスの種類

温対法第２条第３項に掲載されている７種類のガスのうち、事務事業編では、６種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄（表２））を算定対象としています。

このうち本計画では、活動量データの得られる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを対象とします。

表２ 温室効果ガスの種類（温対法第２条第３項）

ガス種類		人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる６種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 25 倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 298 倍の温室効果がある。	
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 12～14,800 倍の温室効果がある。
	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 7,390～17,340 倍の温室効果がある。
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 22,800 倍の温室効果がある。

（３）事務事業編の計画期間、基準年度、目標年度

「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、国の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に即して策定することが義務付けられています。本計画では、地球温暖化対策計画に合わせて、基準年度を 2013 年度、中期目標年度である 2030 年度を目標年度とします。また、2019 年度から 2030 年度までの 12 年間を計画期間とします。

ただし、本計画の進捗状況や、上位計画である「第 6 次宇美町総合計画」、関連計画である「宇美町公共施設等総合管理計画」の推進により、取組内容や削減目標などの見直しを概ね 5 年ごとに行うため、2023 年度を短期的目標年度に設定します。

（４）計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条に基づく計画であり、地球温暖化対策の取組を町の事務・事業の中で率先して実行するための計画です。

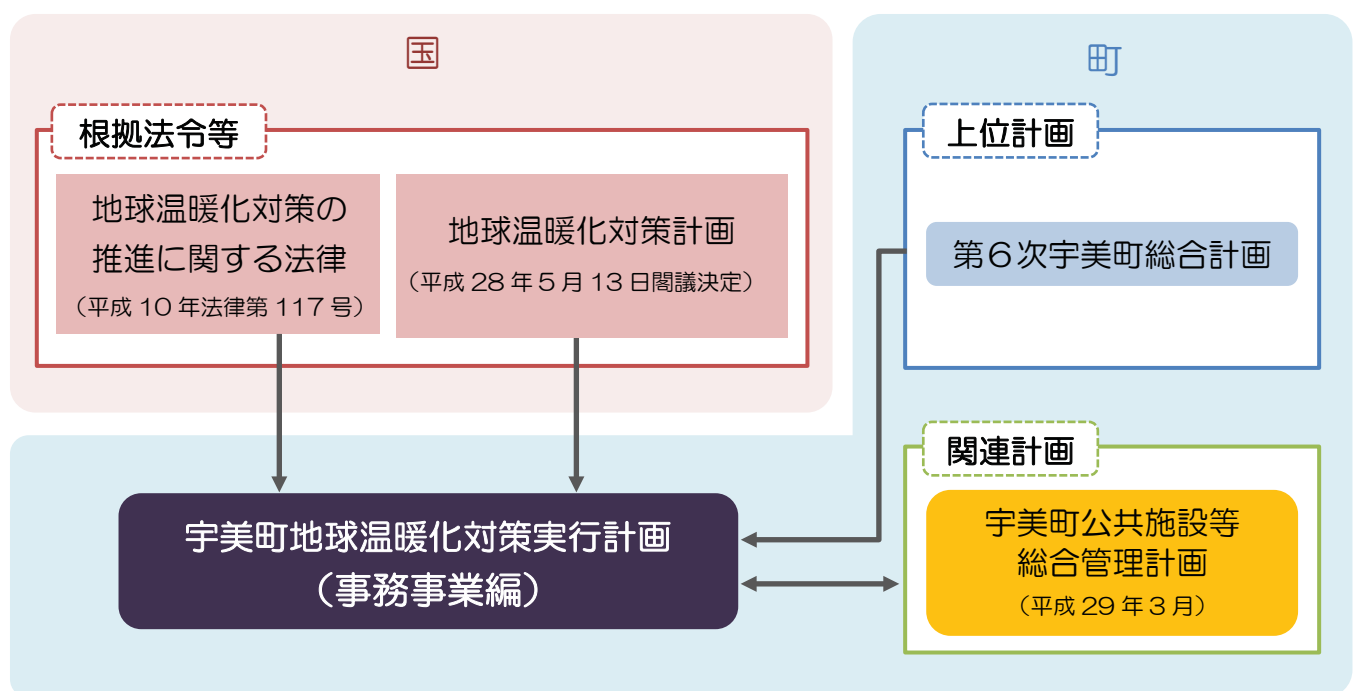


図 3 計画の位置づけ

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度（2013 年度）の状況

1) エネルギー等の使用実績

本町の事務・事業に伴う 2013 年度のエネルギー使用量は、熱量換算値で 45,937.6 GJ ※¹です（表 3）。電気の割合が最も多く、全体の約 9 割を占めています（図 4）。

施設別のエネルギー使用量の内訳は図 5 に示します。

表 3 エネルギー使用量（2013 年度）

種 類	使用量	換算係数	熱量換算
電 気	4,102,696.6 kWh	9.97 MJ/kWh※ ²	40,903.9 GJ
ガソリン	19,952.4 L	34.6 MJ/L	690.4 GJ
軽 油	4,298.7 L	37.7 MJ/L	162.1 GJ
灯 油	12,534.5 L	36.7 MJ/L	460.0 GJ
A 重油	39,500.0 L	39.1 MJ/L	1,544.5 GJ
液化石油ガス（LPG）	42,849.1 kg	50.8 MJ/kg	2,176.7 GJ
合 計	—		45,937.6 GJ

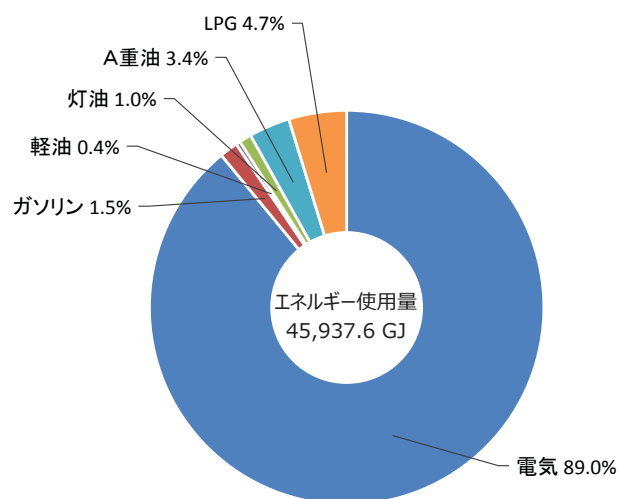


図 4 エネルギー使用量の内訳（2013 年度）

※¹【GJ】

ギガジュール。熱量、エネルギー量を示す単位の一つ。1GJ=1000MJ=100 万 J を示す。

※²【MJ/kWh】

メガジュール パー キロワットアワー。1kWh の電気が持つ熱量・エネルギー量を示す。事務・事業のほとんどが昼間（8 時～22 時）に行われることから、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における原油換算のための係数のうち、一般電気事業の昼間買電値を用いた。

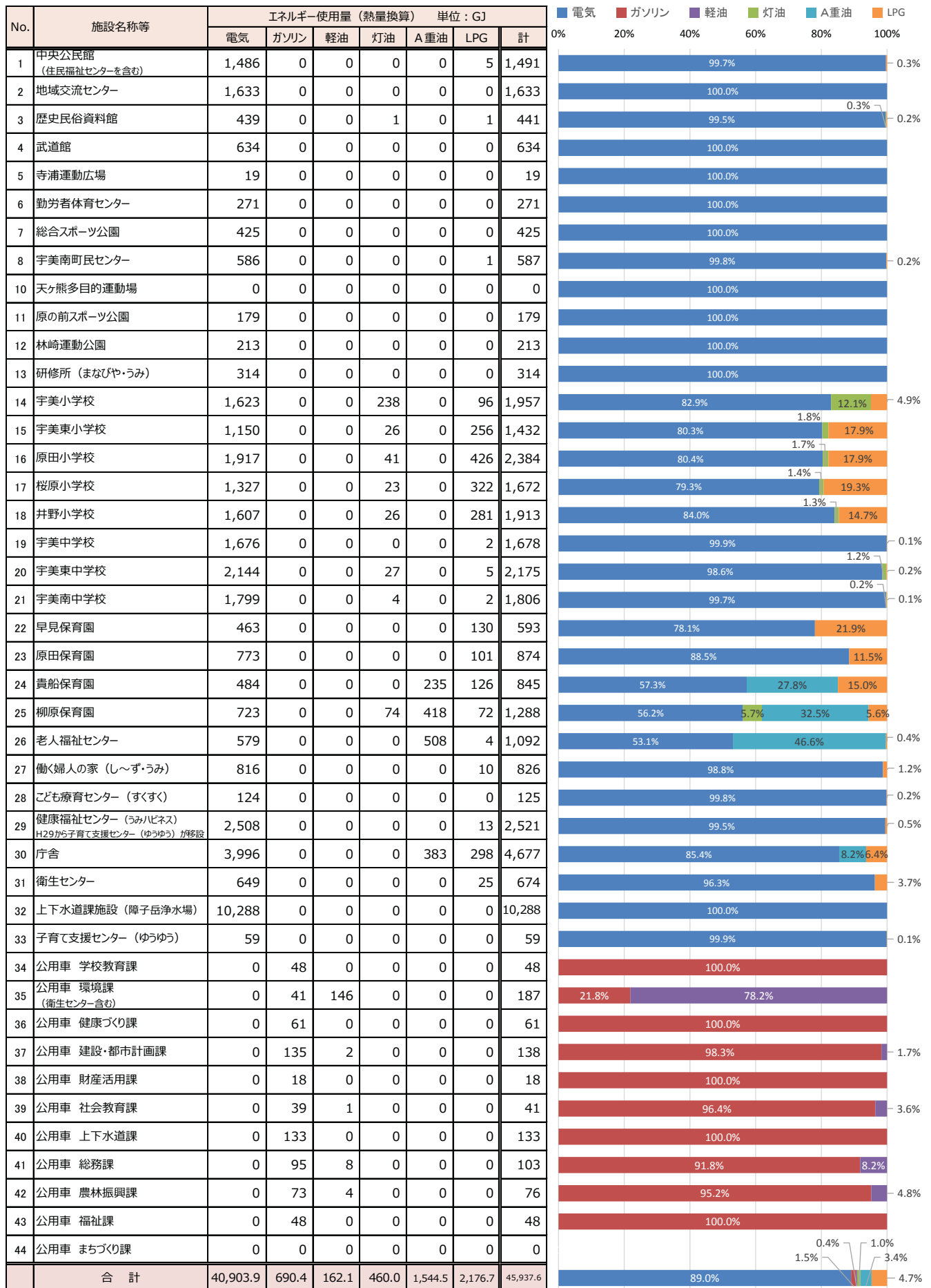
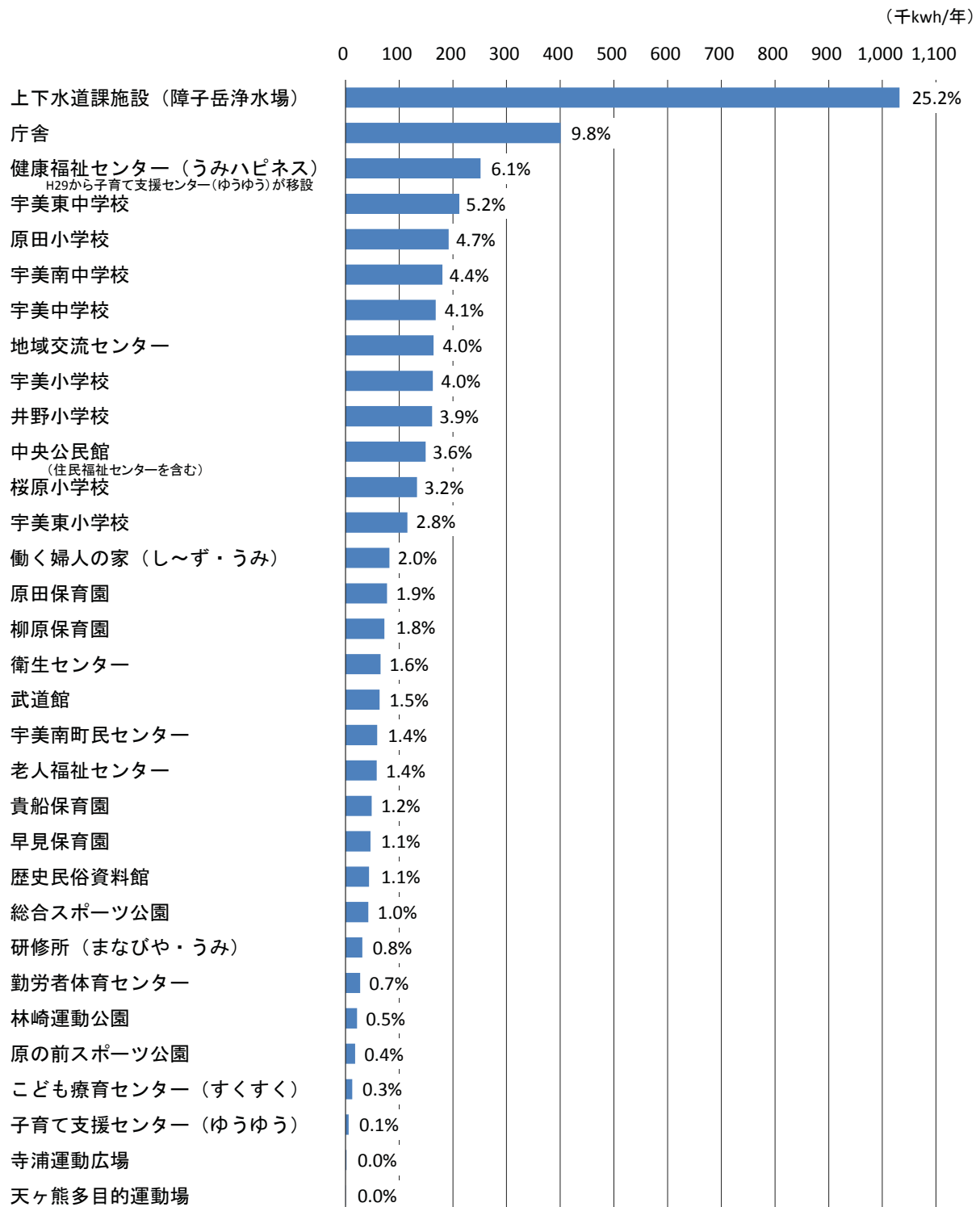


図5 施設別エネルギー使用量（熱量換算）の内訳（2013年度）

① 電気使用量

2013 年度の電気使用量は、4,102,696.6 kWh です。施設別にみると、常時ポンプや送風機が稼働している上下水道課施設（障子岳浄水場）の電気使用量が多く、全体の約 2.5 割を占めています。また、施設規模が大きく使用時間が長い施設ほど電気使用量が多い傾向にあります（図 6）。

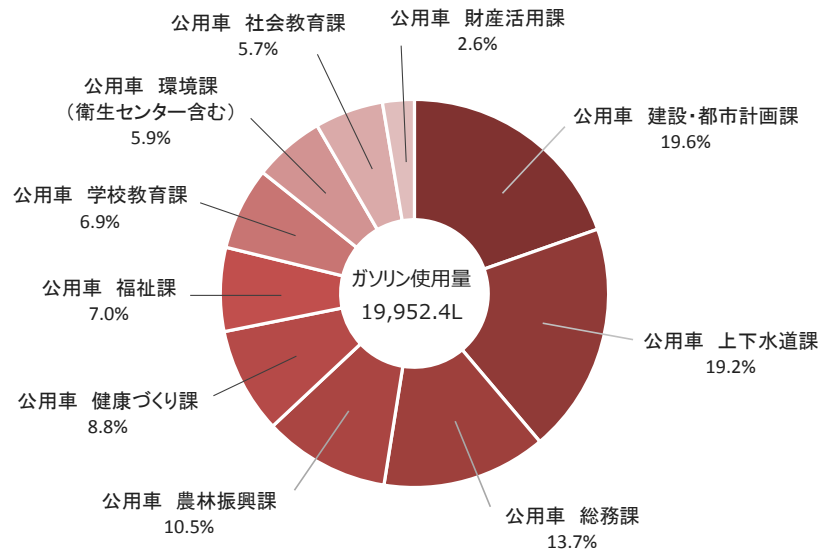


※「0.0%」は、使用はあるが設定の桁数表示未満の数量であることを示す。

図 6 電気使用量の内訳（2013 年度）

② ガソリン使用量

2013 年度におけるガソリン使用量は、19,952.4 L です。車両走行距離の長い建設・都市計画課、上下水道課のガソリン使用量が多く、全体の約 4 割を占めています（図 7）。

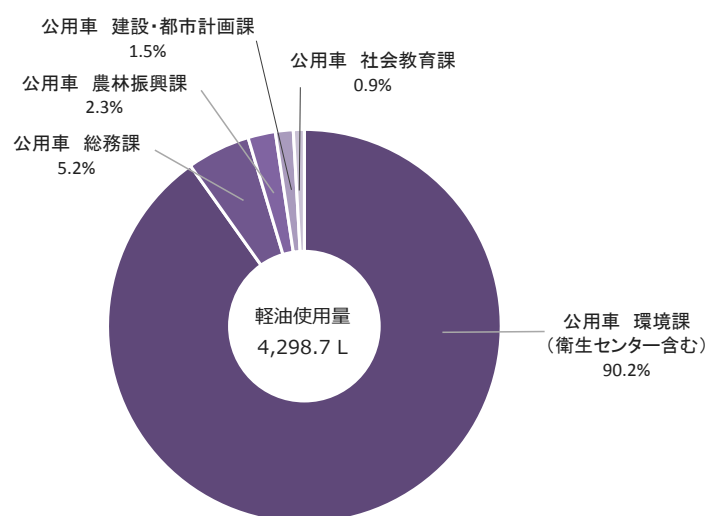


※端数処理の関係で 100%にならない場合がある。

図 7 ガソリン使用量の内訳 (2013 年度)

③ 軽油使用量

2013 年度における軽油使用量は 4,298.7 L です。最終処分場で油圧ショベル、ブルドーザなど、軽油を燃料とする特殊用途車を使用している環境課 (衛生センター含む) が全体の約 9 割を占めています（図 8）。

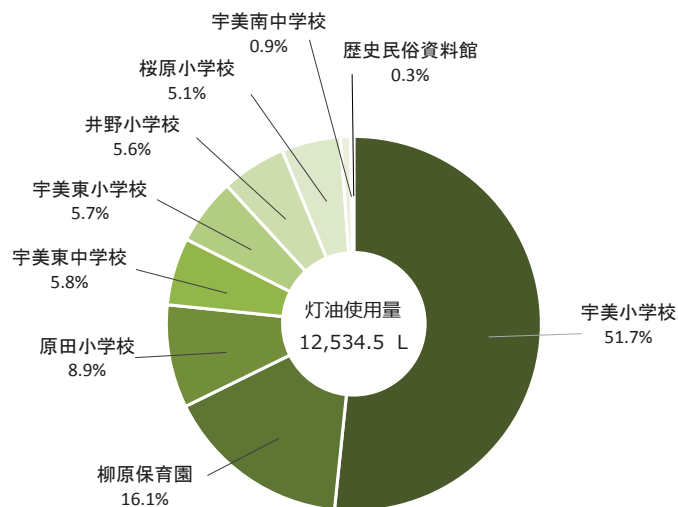


※端数処理の関係で 100%にならない場合がある。

図 8 軽油使用量の内訳 (2013 年度)

④ 灯油使用量

2013 年度における灯油使用量は、12,534.5 L です。暖房のみでなく、給湯を灯油ボイラーで行っている宇美小学校の使用量が多く、全体の約 5 割を占めています（図 9）。



※端数処理の関係で 100%にならない場合がある。

図 9 灯油使用量の内訳（2013 年度）

⑤ A 重油使用量

2013 年度における A 重油使用量は 39,500.0 L です。給湯に電気（エコキュート）と A 重油ボイラーを併用している老人福祉センター及び暖房に一部 A 重油を使用している柳原保育園の使用量が多く、それぞれ全体の約 3 割を占めています（図 10）。

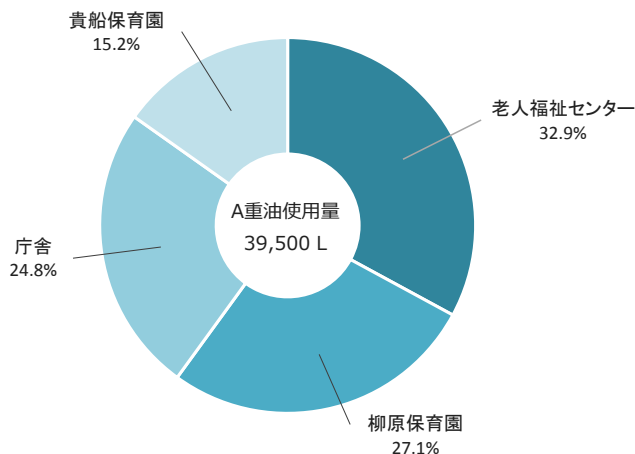
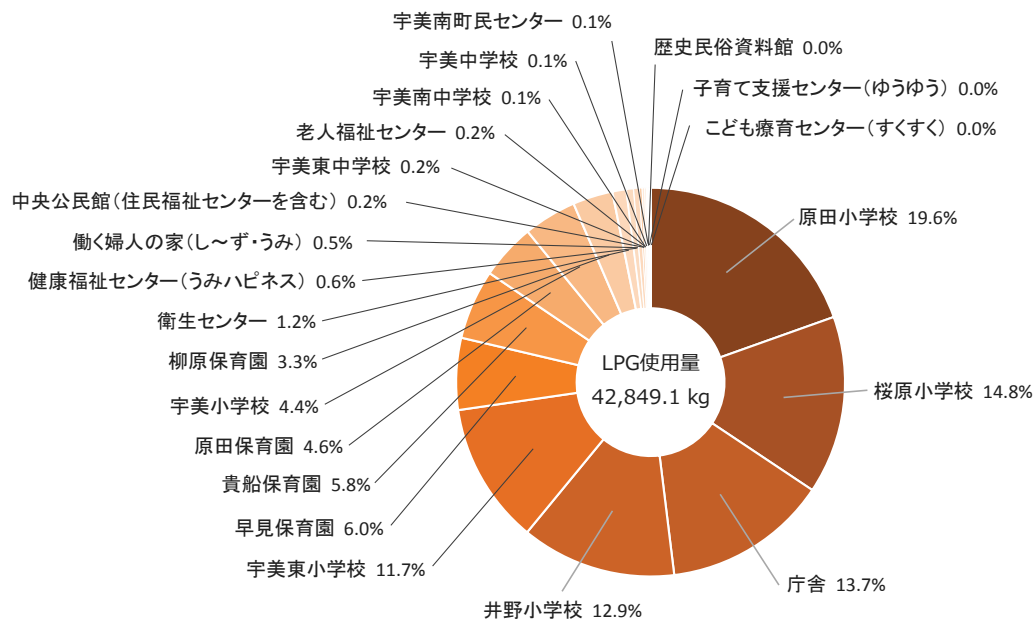


図 10 A 重油使用量の内訳（2013 年度）

⑥ LPG 使用量

2013 年度における LPG 使用量は、42,849.1 kg です。施設別にみると、原田小学校、桜原小学校、庁舎の使用量が多く、3 施設で全体の約 5 割を占めています（図 11）。

LPG は主に給湯、厨房に使用されており、自校給食を実施している小学校で使用量が多くなっています。



※「0.0%」は、使用はあるが設定の桁数表示未満の数量であることを示す。

図 11 LPG 使用量の内訳（2013 年度）

2) 温室効果ガスの排出状況

① 算定方法

温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0（環境省、平成 29 年 3 月）」に基づき、電気や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定します。また、温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じて算出します。

温室効果ガス排出量の算定に使用した排出係数（2013 年度分）を表 4～表 7 に、地球温暖化係数を表 8 に示します。これらの係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）」（以下「温対法施行令」という。）の改正によって見直しが行われることから、計画策定後に排出量を算定する際には、各年度に適用される係数を用いることとします。

◆各温室効果ガス排出量の算定式

各温室効果ガスの排出量 = (排出要因ごとの活動量) × (排出係数)

◆温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の算定式

温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)
= (各温室効果ガスの排出量) × (地球温暖化係数)

表 4 二酸化炭素の排出係数（2013 年度）

項 目	排出係数
電気（九州電力）	0.613 kg-CO ₂ /kWh ^{※1}
電気（エネサーブ（株））	0.617 kg-CO ₂ /kWh
電気（（株）ウエスト電力） ^{※2}	—
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
軽 油	2.58 kg-CO ₂ /L
灯 油	2.49 kg-CO ₂ /L
A 重油	2.71 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス（LPG）	3.00 kg-CO ₂ /kg

※1 【kg-CO₂/kWh】

キログラムシーオーツー パー キロワットアワー。1kWh の電力を創り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標（排出係数）を示す単位。二酸化炭素の kg 換算で示す。

※2 【電気（（株）ウエスト電力）】

2013 年度には本町での契約実績はないが、2017 年より本町施設の一部で切り替えが行われている。

備考）電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第 2 条第 4 項に基づく電気事業者別の各年度の実排出係数を用いることとし「電気事業者別の CO₂ 排出係数－2013 年度実績－」（環境省、平成 26 年 12 月 5 日公表）を、その他の燃料の排出係数は「温対法施行令第 3 条」（平成 27 年 4 月 1 日改正）から引用した。

表5 メタン排出係数(2013年度)

項 目			排出係数
自動車 の 走行 量	ガソリン・ LPG	普通・小型乗用車	0.000010 kg-CH ₄ /km
		軽乗用車	0.000010 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000035 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	0.000011 kg-CH ₄ /km
		特殊用途車	0.000035 kg-CH ₄ /km
		バス	0.000035 kg-CH ₄ /km
	軽油	普通・小型乗用車	0.000002 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.0000076 kg-CH ₄ /km
		特殊用途車	0.000013 kg-CH ₄ /km
バス		0.000017 kg-CH ₄ /km	
浄化槽			0.59 kg-CH ₄ /人

温対法施行令第3条(平成27年4月1日改正)

表6 一酸化二窒素排出係数(2013年度)

項 目			排出係数
自動車 の 走行 量	ガソリン・ LPG	普通・小型乗用車	0.000029 kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	0.000022 kg N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000039 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000026 kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000022 kg-N ₂ O/km
		特殊用途車	0.000035 kg-N ₂ O/km
		バス	0.000041 kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車	0.000007 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000014 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000009 kg-N ₂ O/km
		特殊用途車	0.000025 kg-N ₂ O/km
バス		0.000025 kg-N ₂ O/km	
浄化槽			0.023 kg-N ₂ O/人

温対法施行令第3条(平成27年4月1日改正)

表7 ハイドロフルオロカーボンの排出係数(2013年度)

項 目	排出係数
自動車エアコンの使用	0.00001 t-HFC/台・年

温対法施行令第3条(平成27年4月1日改正)

表8 地球温暖化係数

項 目	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	298
1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)※	1,430

温対法施行令第4条(平成27年4月1日改正)

※【1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)】

自動車用エアコンディショナーの使用に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量算定時に使用。

② 各温室効果ガスの排出量

a. 二酸化炭素排出量

2013年度の二酸化炭素排出量は、2,839 t-CO₂*です。そのうち、電気の使用による排出量が最も多く、全体の約9割（2,515 t-CO₂）を占めています（図12）。

施設別の排出量（公用車分を除く）をみると、上下水道課施設（障子岳浄水場）が最も多く、全体の約2割を占めています（図13）。

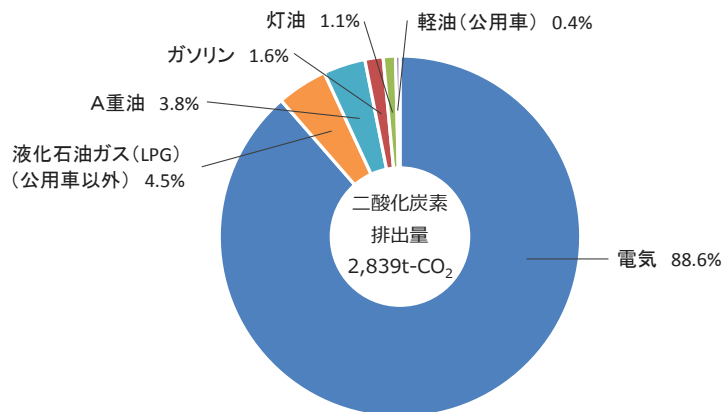
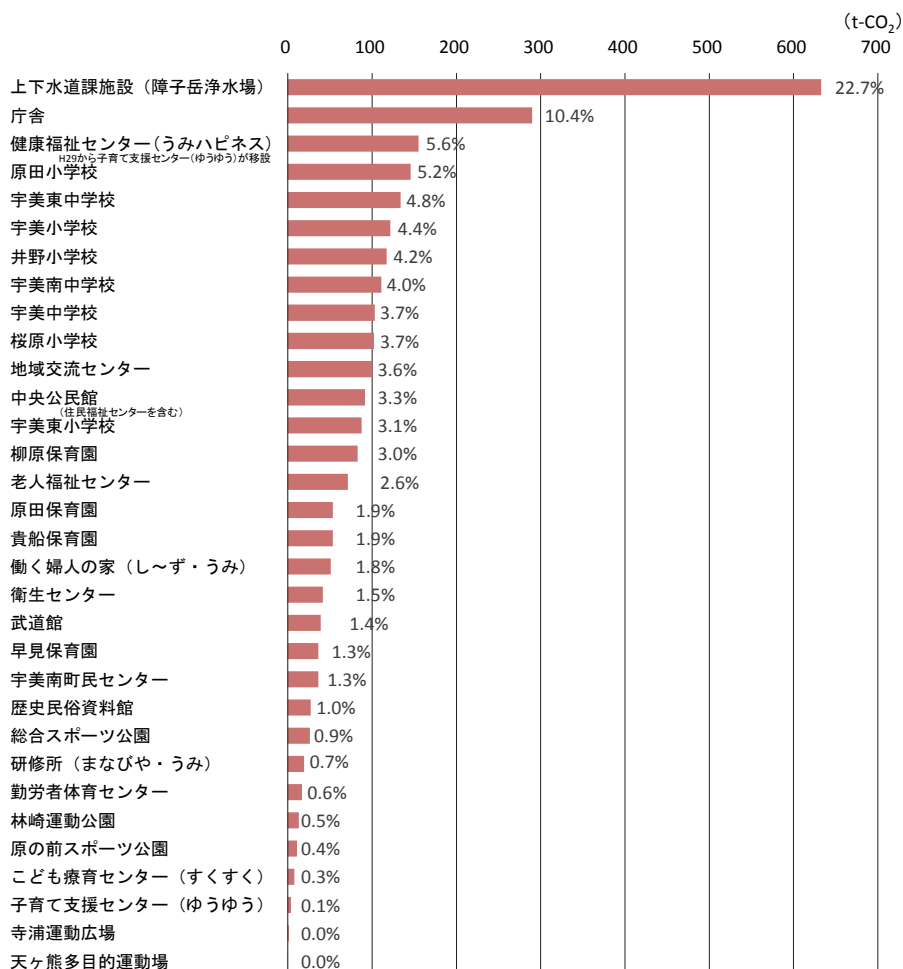


図12 二酸化炭素排出量のエネルギー種別の内訳（2013年度）



※「0.0%」は、排出はあるが設定の桁数表示未満の数量であることを示す。

図13 二酸化炭素排出量の施設別の内訳（2013年度）

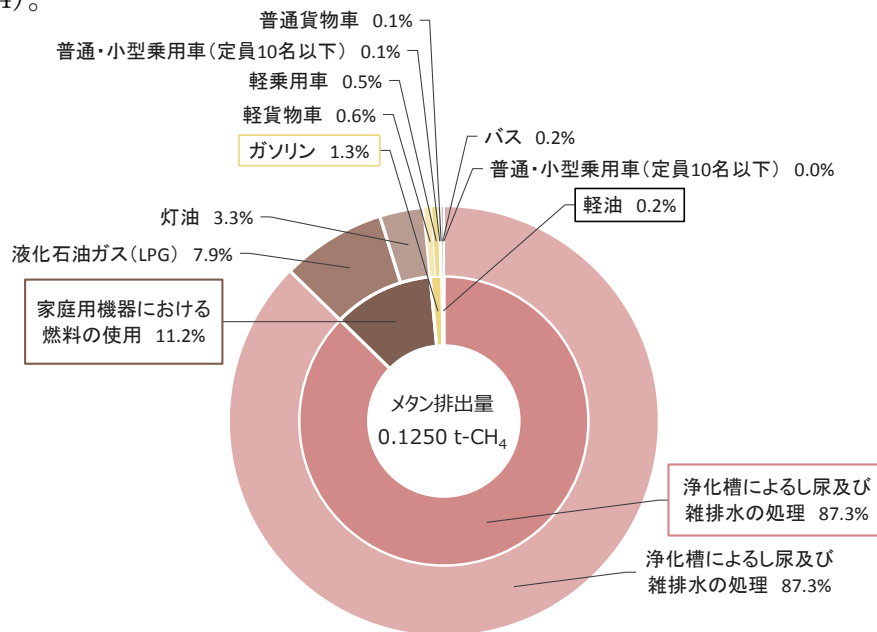
※【t-CO₂】

二酸化炭素の排出量を t 換算で示す単位 (1t-CO₂=1000kg-CO₂)。

b. メタン排出量

2013 年度のメタン排出量は、0.1250 t-CH₄※です。メタンは家庭用機器における燃料の使用（主に暖房機器）、自動車の走行、浄化槽によるし尿および雑排水の処理に伴って排出されるものを対象に算定しています。

浄化槽からの排出割合が大きいため、原の前スポーツ公園、衛生センター、上下水道課施設の浄化槽によるし尿及び雑排水の処理によるものが全体の約9割を占めています（図 14）。



※「0.0%」は、排出はあるが設定の桁数表示未満の数量であることを示す。

図 14 メタン排出量の内訳（2013 年度）

※【t-CH₄】

メタンの排出量を t 換算で示す単位。

c. 一酸化二窒素排出量

2013 年度の一酸化二窒素排出量は、0.009 t-N₂O^{※1} です。一酸化二窒素は家庭用機器における燃料の使用（主に暖房機器）、自動車の走行、浄化槽によるし尿および雑排水の処理に伴って排出されるものを対象に算定しています。

原の前スポーツ公園、衛生センター、上下水道課施設（障子岳浄水場）の浄化槽によるし尿及び雑排水の処理によるものが全体の約 5 割を占めています（図 15）。

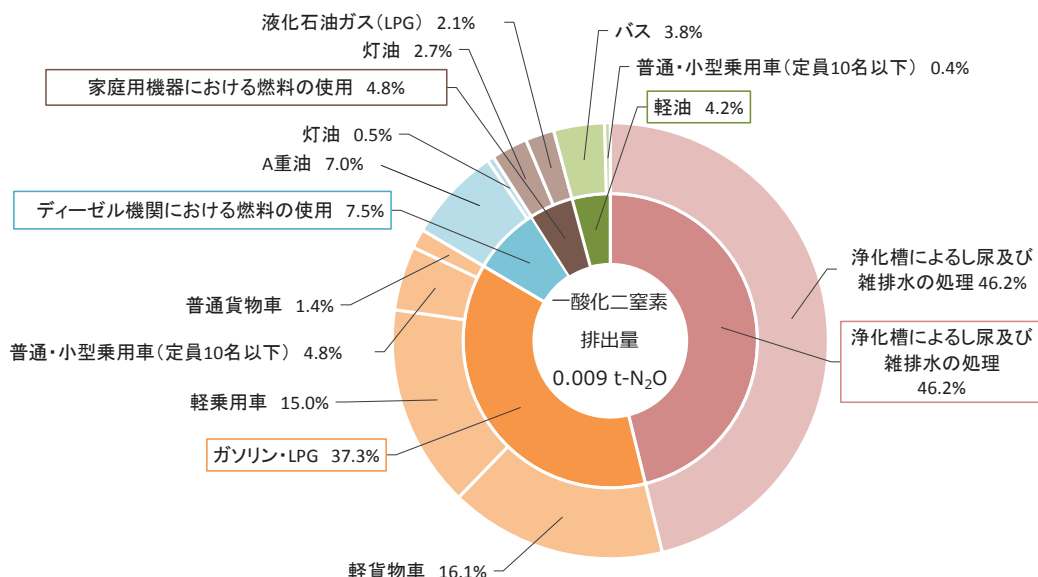


図 15 一酸化二窒素排出量の内訳（2013 年度）

d. ハイドロフルオロカーボン排出量

2013 年度のハイドロフルオロカーボン排出量は、0.58 kg-HFC^{※2} です。公用車の自動車用エアコンディショナーの使用によるものです（図 16）。

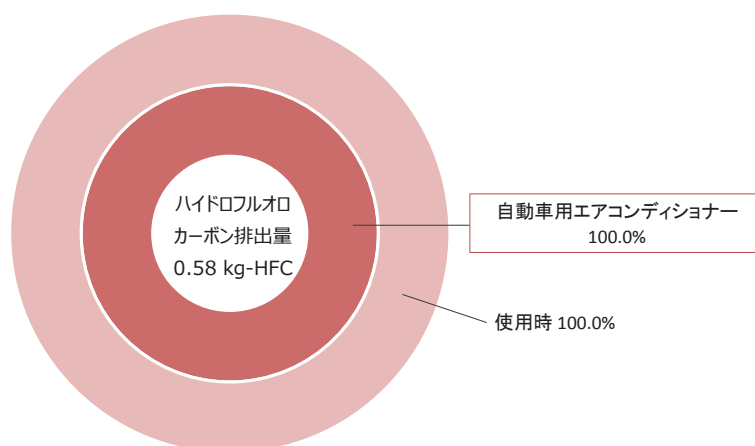


図 16 ハイドロフルオロカーボン排出量の内訳（2013 年度）

※1 【t-N₂O】

一酸化二窒素排出量を t 換算で示す単位。

※2 【kg-HFC】

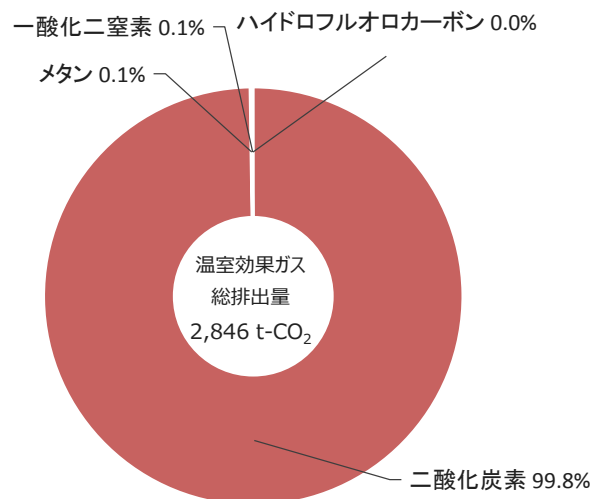
ハイドロフルオロカーボン排出量を kg 換算で示す単位。

③ 温室効果ガス総排出量

2013 年度の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算値）は、2,846 t-CO₂ です。そのほとんどが二酸化炭素（2,839 t-CO₂）で占められています（表 9、図 17）。

表 9 温室効果ガス排出量（2013 年度）

温室効果ガスの種類		排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素	CO ₂	2,839
メタン	CH ₄	3
一酸化二窒素	N ₂ O	3
ハイドロフルオロカーボン	HFC	1
合 計		2,846



※「0.0%」は、排出はあるが設定の桁数表示未満の数量であることを示す。

図 17 温室効果ガス総排出量の内訳（2013 年度）

（２）直近５年間の経年変化

本町の事務・事業に伴う直近５年間（2013～2017年度）のエネルギー使用量（熱量換算値）は、2013年度以降、緩やかに上昇し2017年度で48,902GJとなっています（図18）。二酸化炭素排出量、二酸化炭素に換算した温室効果ガス総排出量は、本町の主要なエネルギー源である電気の二酸化炭素排出係数が近年改善されてきたことから、緩やかな減少傾向を示しています（図19、図20）。

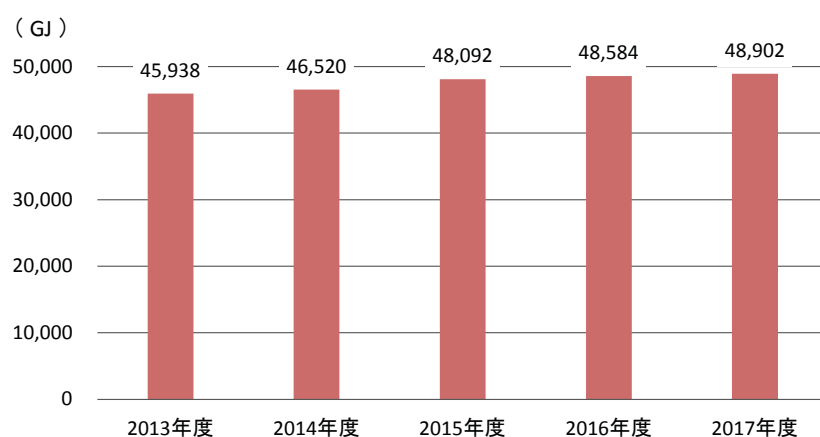


図18 直近５年間のエネルギー使用量（熱量換算値）

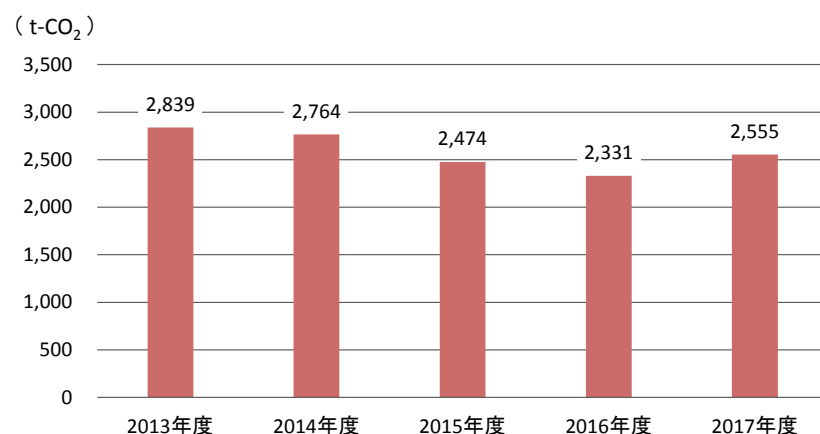


図19 直近５年間の二酸化炭素排出量

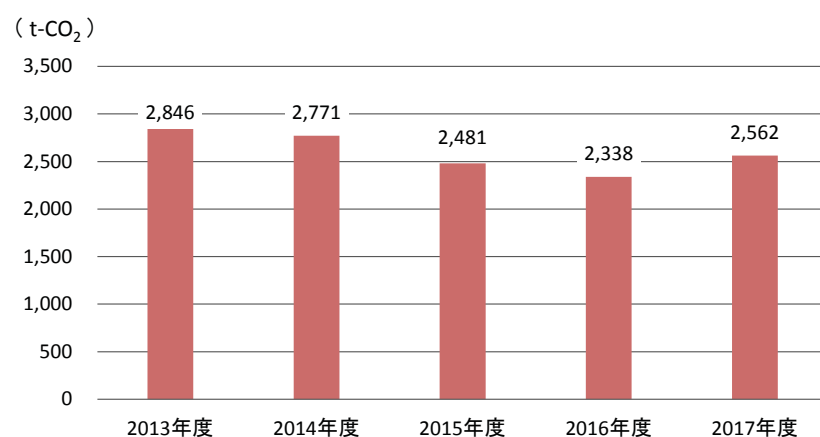
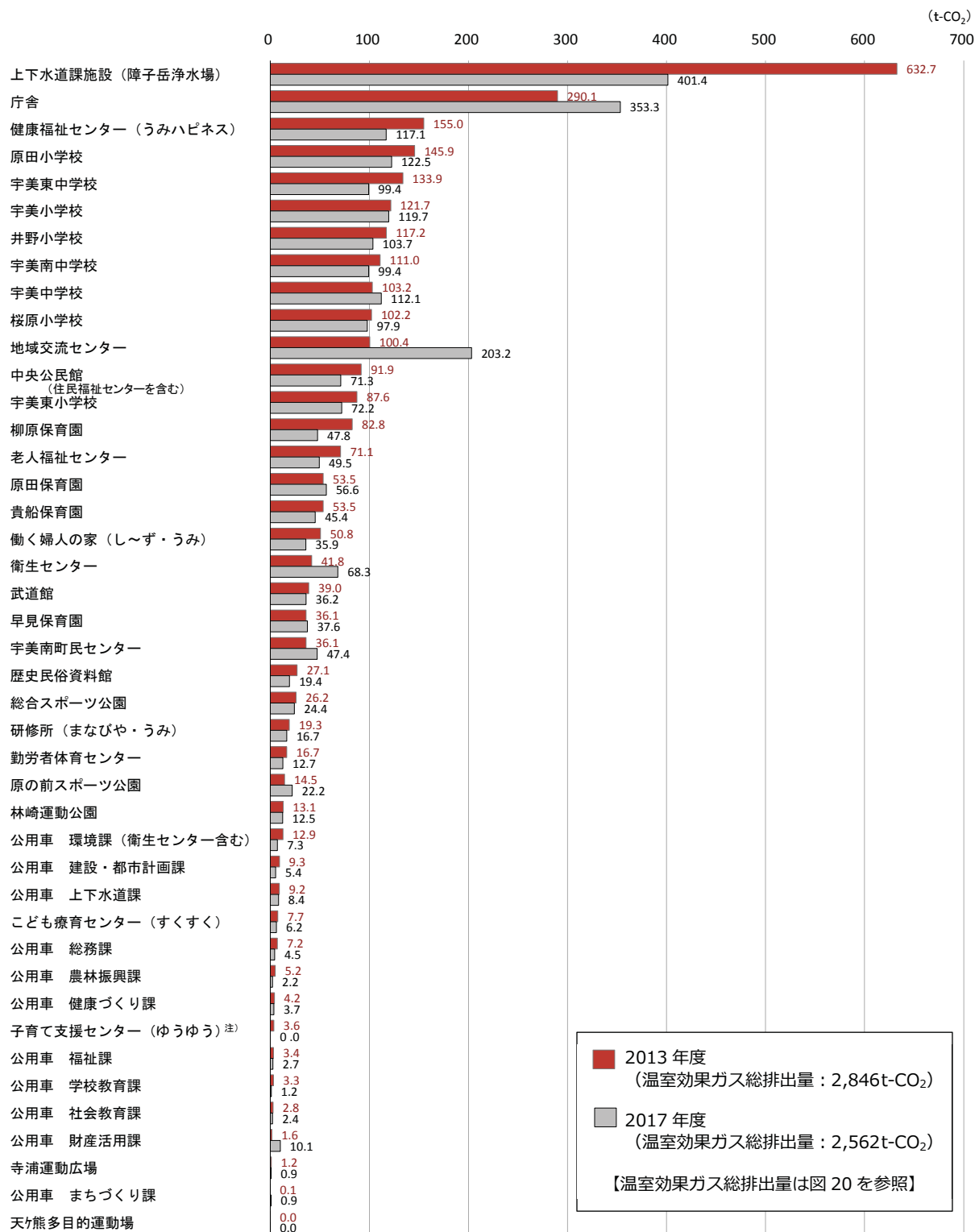


図20 直近５年間の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算値）

（３）施設別温室効果ガス（二酸化炭素換算値）の比較

直近の調査年度（2017 年度）の施設別温室効果ガス（二酸化炭素換算値）は、基準年度（2013 年度）と比べて概ね減少傾向を示しています（図 21）。電気が使用されているエネルギーの占める割合が高い施設で、同様の傾向が見られます。



※「0.0」は、排出はあるが設定の桁数表示未満の数量であることを示す。

注）子育て支援センター（ゆうゆう）は、H29（2017）年度より健康福祉センター（うみハピネス）に移設。

図 21 施設別温室効果ガス（二酸化炭素換算値）の比較

4 環境配慮行動の現状と将来の意向

庁内の全部署を対象に、「財やサービスの購入に関する取組」、「財やサービスの使用に関する取組」、「ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組」「建設工事に関する取組」の計 65 項目について、環境配慮行動に関するアンケート調査を実施しました。

各課・施設の現在の実施状況、今後の実施意向は表 10 に示すとおりです。

表 10 環境配慮行動の実施状況と今後の意向

NO.	名 称	現在（2018年度）		今 後	
		取組項目数	実施率	取組項目数	実施率
1	総務課（会計課を含む）	39	85.3%	39	97.4%
2	政策経営課	40	86.9%	40	90.0%
3	財産活用課	57	91.2%	57	94.7%
4	まちづくり課	42	75.0%	42	100.0%
5	税務課	44	92.6%	44	100.0%
6	住民課	31	72.6%	31	100.0%
7	福祉課	51	78.4%	51	96.1%
8	健康づくり課	53	85.8%	53	96.2%
9	子育て支援課（各保育園を含む）	41	87.8%	41	92.7%
10	環境課	41	83.5%	41	92.7%
11	農林振興課	51	74.5%	51	92.2%
12	建設・都市計画課	65	75.0%	65	100.0%
13	100周年事業事務局	44	88.1%	44	95.5%
14	上下水道課	55	66.4%	55	85.5%
15	学校教育課	63	85.7%	63	98.4%
15①	学校教育課（宇美小学校）	41	81.7%	41	87.8%
15②	学校教育課（宇美東小学校）	42	83.9%	42	92.9%
15③	学校教育課（原田小学校）	42	81.0%	42	97.6%
15④	学校教育課（桜原小学校）	41	84.1%	41	100.0%
15⑤	学校教育課（井野小学校）	41	80.5%	41	100.0%
15⑥	学校教育課（宇美中学校）	43	85.5%	43	100.0%
15⑦	学校教育課（宇美東中学校）	41	74.4%	41	100.0%
15⑧	学校教育課（宇美南中学校）	43	81.4%	43	100.0%
16	社会教育課	50	88.0%	50	100.0%
17	議会事務局	41	90.2%	41	100.0%
平 均		45.7	79.6%	45.7	93.3%

5 計画の目標

(1) 温室効果ガス排出削減量の見込み

1) 省エネルギー診断の結果

町所有の 10 施設において、空調設備、照明設備等のエネルギー使用設備機器の仕様・運転状況を把握するため、資料調査と診断員による立入調査・ヒアリングを実施し、各設備機器の運用改善や設備の導入について検討・措置を講じた場合に得られる省エネルギー効果を推計しました。

各対策は取組やすさと費用対効果を考慮し、順次、実施を検討することとします。

表 11 省エネルギー診断の内容

項 目	内 容
調査対象施設	中央公民館（住民福祉センターを含む） 歴史民俗資料館 武道館 原田小学校 宇美東中学校 早見保育園 原田保育園 宇美南町民センター 健康福祉センター（うみハピネス） 庁舎
調査項目	施設の概要、管理体制、設備リスト・仕様、エネルギーの使用実績
調査方法	資料調査、立入調査・ヒアリング
調査対象時期	直近の 5 年間（2013～2017 年度）

2) 環境配慮計画に関するアンケート調査

庁内の全部署を対象に、施設設備の更新・運用改善による省エネルギー対策の取組や、再生可能エネルギーに関する取組についての環境配慮計画に関するアンケート調査を行いました。これにより、各施設における取組の導入意向を実施の時期（2019～2023 年度、2024～2030 年度）と合わせて整理しました。

3) 各施設の取組の意向と効果

“省エネルギー診断”、“環境配慮計画に関するアンケート調査”の結果をとりまとめたものを以下に示します（表 12）。全ての対策案を実施した場合、二酸化炭素排出量は、2023 年度においては 2019 年度から 282.1 t-CO₂（2013 年度比で 10%削減）、2030 年度においては 2024 年度から 43.3 t-CO₂（2013 年度比で 2%削減）を削減する効果があると試算されました。

表 12 各施設の実施意向と削減効果（その1）

No.	施設名	区分	項 目	実施の意向	2019～2023年度			2024～2030年度		
					着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)	着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)
1	中央公民館	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り	○	0.2%	3.8			-
			高周波点灯形蛍光灯の設置	有り	○	1.0%				
			高効率ランプへの変更 (照明の更新【高効率化】による省エネ：体育館)	有り	○	3.6%				
			LED（発光ダイオード）照明への更新 (照明の高効率【LED】化：大研修室)	有り	○	0.5%				
		運用改善	照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
			エアコン室外機洗浄による省エネ	実施済み						
2	地域交流センター	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	実施済み			-			-
			中水道設備の導入	実施済み						
			エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み						
			エネルギー損失の少ないコンデンサーへの変更	実施済み						
			高周波点灯形蛍光灯の設置	実施済み						
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			人感センサーの導入	実施済み						
			高効率ランプへの変更	実施済み						
			LED（発光ダイオード）照明への更新	実施済み						
			熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入	実施済み						
			太陽光発電設備の導入	実施済み						
		運用改善	給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
			給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			コンデンサーのこまめな投入及び遮断	実施済み						
			照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
3	歴史民俗資料館	機器更新	パッケージエアコンの更新	有り			3.1	○	12.1%	1.7
			高効率ランプへの変更 (直管型40W照明の高効率化)	有り	○	10.9%				
			高効率ランプへの変更 (スポットライト60W照明の高効率化)	有り	○	2.5%				
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			LED（発光ダイオード）照明への更新	実施済み						
			高周波点灯形蛍光灯	有り	○	1.0%				
		運用改善	照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
			給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			冬季以外の給湯供給期間の短縮	実施済み						
			事務所エアコンの運転時間短縮	有り	○	0.4%				
			エネルギー管理体制の構築	有り	○	0.9%				

※【二酸化炭素削減率】

「2017 ビル省エネ手帳 一般財団法人省エネルギーセンター」、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」、「省エネ診断結果」をもとに算定した、各施設における二酸化炭素削減率を示す。

表 12 各施設の実施意向と削減効果（その2）

No.	施設名	区分	項 目	実施の意向	2019～2023年度			2024～2030年度		
					着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)	着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)
4	武道館	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	実施済み			11.5			-
			熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入	実施済み						
			高周波点灯形蛍光灯の設置	有り	○	1.0%				
			照明対象範囲の細分化	有り	○	1.0%				
			高効率ランプへの変更（水銀灯を高効率【LED】に変更）	有り	○	25.3%				
			LED（発光ダイオード）照明への更新（エントランスダウンライト照明をLED照明に更新）	有り	○	3.5%				
		運用改善	照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
			空調室外機洗浄による熱効率改善	有り	○	1.0%				
5	寺浦運動広場	機器更新	照明対象範囲の細分化	実施済み			-			-
			高効率ランプへの変更	実施済み						
6	勤労者体育センター	機器更新	高周波点灯形蛍光灯の設置	実施済み			5.2			-
			高効率ランプへの変更	実施済み						
			LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	40.0%				
7	総合スポーツ公園	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	実施済み			0.05			-
			中水道設備の導入	実施済み						
			高周波点灯形蛍光灯の設置	実施済み						
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入	実施済み						
			風力発電設備の導入	実施済み						
		運用改善	照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
			給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.2%				
8	宇美南町民センター	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	実施済み			11.4			1.6
			中水道設備の導入	実施済み						
			エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み						
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			人感センサーの導入	実施済み						
			熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入	実施済み						
			高周波点灯形蛍光灯の設置	有り	○	1.0%				
			初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新	有り	○	1.1%				
			高効率ランプへの変更（水銀灯400W照明の高効率化）	有り	○	18.2%				
			LED（発光ダイオード）照明への更新（ダウンライト27W照明の高効率化）	有り	○	0.4%				
			パッケージエアコンの更新	有り				○	6.4%	
		運用改善	給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
			照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
			温度設定の緩和（ロスナイ有効活用）	有り	○	3.3%				
			不要時の蛍光灯の消灯	有り	○	0.2%				

※【二酸化炭素削減率】

「2017 ビル省エネ手帳 一般財団法人省エネルギーセンター」、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」、「省エネ診断結果」をもとに算定した、各施設における二酸化炭素削減率を示す。

表 12 各施設の実施意向と削減効果（その3）

No.	施設名	区分	項 目	実施の意向	2019～2023年度			2024～2030年度		
					着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)	着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)
9	住民福祉センター	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り	○					
			照明対象範囲の細分化 (個別スイッチによる照明の消灯：1F事務室)	有り	○					
			初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新	有り	○					
			LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○					
		運用改善	照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
10	天ヶ熊多目的運動場	機器更新	人感センサーによる照明点灯制御の導入	無し			-			-
11	原の前スポーツ公園	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	実施済み			0.04			-
			高周波点灯形蛍光灯の設置	実施済み						
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
			熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入	実施済み						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.2%				
12	林崎運動公園	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	実施済み			0.02			-
			熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入	実施済み						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.2%				
13	研修所（まなびや・うみ）	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り	○	0.2%	1.5			-
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	7.3%				
			高周波点灯形蛍光灯の設置	有り	○	1.0%				
		運用改善	照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.3%				
14	宇美小学校	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り	○	0.2%	8.2			4.8
			LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	11.8%		○	5.7%	
			中水道設備の導入	実施済み						
			エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み						
			エネルギー損失の少ないコンデンサーへの変更	実施済み						
			人感センサーの導入	実施済み						
		運用改善	デマンド制御の導入	有り	○	0.2%				
			給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
			給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
15	宇美東小学校	機器更新	エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み			0.2			-
			LED（発光ダイオード）照明への更新	実施済み						
			エネルギー損失の少ないコンデンサーへの変更	実施済み						
		運用改善	給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
			給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			デマンド制御の導入	有り	○	0.1%				
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.1%				

※【二酸化炭素削減率】

「2017 ビル省エネ手帳 一般財団法人省エネルギーセンター」、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」、「省エネ診断結果」をもとに算定した、各施設における二酸化炭素削減率を示す。

表 12 各施設の実施意向と削減効果（その4）

No.	施設名	区分	項 目	実施の意向	2019～2023年度			2024～2030年度		
					着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)	着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)
16	原田小学校	機器更新	LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	5.5%	8.3	○	5.0%	4.7
			キャパシタスイッチによる照明の消灯（職員室）	無し		0.3%				
			照明の人感センサーによる消灯【下足場、各階児童用トイレ】	無し		0.5%				
			エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み						
			エネルギー損失の少ないコンデンサーへの変更	実施済み						
		運用改善	デマンド制御の導入（電力デマンドの削減による契約電力の変更【低減】）	有り	○	0.1%				
			給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
17	桜原小学校	機器更新	LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	6.7%	6.8	○	4.6%	3.4
			照明対象範囲の細分化	有り	○	0.9%				
			エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み						
			エネルギー損失の少ないコンデンサーへの変更	実施済み						
			節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り	○	0.1%				
		運用改善	デマンド制御の導入	有り	○	0.1%				
			給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.1%				
18	井野小学校	機器更新	LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	6.5%	7.3	○	5.0%	3.7
			照明対象範囲の細分化	有り	○	0.9%				
			節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り	○	0.1%				
			デマンド制御の導入	有り	○	0.1%				
		運用改善	給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.1%				
19	宇美中学校	機器更新	LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	6.1%	9.0	○	6.1%	4.6
			太陽光発電設備の導入	実施済み						
			デマンド制御の導入	有り	○	0.2%				
			照明対象範囲の細分化	有り	○	1.0%				
		運用改善	給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.2%				
20	宇美東中学校	機器更新	LED（発光ダイオード）照明への更新（直管型40W照明の高効率化）	有り	○	6.9%	16.4	○	10.5%	7.0
			水銀灯400W照明の高効率化	無し		3.7%				
			照明対象範囲の細分化	有り	○	1.0%				
			人感センサーの導入	実施済み						
		運用改善	デマンド制御の導入	有り	○	0.2%				
			室外機周りの清掃	有り	○	0.1%				
			エアコンの設定温度の-1.71℃緩和	有り	○	1.6%				
			給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
			エネルギー管理体制の構築	有り	○	0.9%				

※【二酸化炭素削減率】

「2017 ビル省エネ手帳 一般財団法人省エネルギーセンター」、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」、「省エネ診断結果」をもとに算定した、各施設における二酸化炭素削減率を示す。

表 12 各施設の取組の意向と削減効果（その5）

No.	施設名	区分	項 目	実施の意向	2019～2023年度			2024～2030年度		
					着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)	着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)
21	宇美南中学校	機器更新	LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	6.1%	8.0	○	6.1%	4.1
			照明対象範囲の細分化	有り	○	1.0%				
		運用改善	デマンド制御の導入	有り	○	0.2%				
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.2%				
22	早見保育園	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り			1.3	○	0.1%	4.0
			照明対象範囲の細分化	有り				○	0.8%	
			ルーバー・ひさしの設置	有り				○	1.3%	
			照明器具を高性能型に更新する	有り				○	12.5%	
		運用改善	室外機フィンの清掃	有り	○	3.4%				
23	原田保育園	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り			3.2	○	0.2%	3.6
			照明対象範囲の細分化	有り				○	1.1%	
			ルーバー・ひさしの設置	有り				○	1.8%	
			パッケージエアコンの更新【遊戯室】	有り				○	0.7%	
			直管型32W（Hf管）照明の高効率化	有り				○	4.4%	
			ハロゲンランプ400W照明の高効率化	有り				○	0.5%	
		運用改善	パッケージエアコンの室外機のフィン洗浄	有り	○	5.7%				
			エネルギー管理体制の構築	有り				○	0.8%	
24	貴船保育園						45.4			-
			平成32年4月から民営化の予定							
25	柳原保育園						47.8			-
			平成34年4月から民営化の予定							
26	老人福祉センター	機器更新	LED（発光ダイオード）照明への更新	実施済み			0.1			-
			冬季以外の給湯供給期間の短縮	実施済み						
			エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み						
			エネルギー消費効率の高い給湯器への変更	実施済み						
		運用改善	給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止	無し						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.1%				
27	働く婦人の家（し～ず・うみ）	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	無し			0.6			-
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			人感センサーの導入	無し						
			LED（発光ダイオード）照明への更新	無し		7.2%				
			ルーバー・ひさしの設置	実施済み						
		運用改善	給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			冬季以外の給湯供給期間の短縮	実施済み						
			壁面緑化の導入	有り	○	1.4%				
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.3%				

※【二酸化炭素削減率】

「2017 ビル省エネ手帳 一般財団法人省エネルギーセンター」、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」、「省エネ診断結果」をもとに算定した、各施設における二酸化炭素削減率を示す。

表 12 各施設の実施意向と削減効果（その6）

No.	施設名	区分	項 目	実施の意向	2019～2023年度			2024～2030年度		
					着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)	着手	二酸化炭素削減率※	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)
28	こども療育センター（すくすく）	機器更新	ルーバー・ひさしの設置	実施済み			－			－
		運用改善	エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	実施済み						
29	健康福祉センター（うみハピネス）	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	実施済み			41.3			－
			照明器具を高性能型に更新する	有り	○	18.5%				
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			人感センサーの導入	無し		0.2%				
			LED（発光ダイオード）照明への更新	有り	○	7.2%				
		運用改善	室外機ファンの清掃	有り	○	5.9%				
			冷媒配管の保温補修	有り	○	3.6%				
			給排水ポンプの流量・圧力の適正化	実施済み						
30	庁舎	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	有り	○	0.2%	40.5	○	0.1%	0.2
			エネルギー損失の少ないコンデンサーへの変更	有り	○	－注1)				
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			LED（発光ダイオード）照明への更新（照明のLED化【本館1階事務スペース】）	有り	○	0.6%				
			LED（発光ダイオード）照明への更新（ベースライト照明のLED化【本館1階入口ロビー】）	有り	○	0.3%				
			LED（発光ダイオード）照明への更新（ダウンライト照明のLED化【本館1階事務スペース】）	有り	○	0.003%				
			エネルギー損失の少ない変圧器への更新	有り	○	2.5%				
			本館・別館のエアコンの更新	有り	○	7.1%				
		運用改善	外調機のスケジュール運転【本館2階～3階系外調機】	有り	○	0.7%				
			電力デマンドの低減	有り	○	0.2%				
			照明の部分消灯による省エネ【別館 各階事務室】	実施済み						
			31	衛生センター	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入		実施済み		
エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み									
高周波点灯形蛍光灯の設置	実施済み									
運用改善	給湯温度・循環水量の適正化	実施済み								
	冬季以外の給湯供給期間の短縮	実施済み								
	壁面緑化の導入	実施済み								
エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.2%							
32	上下水道課施設（障子岳浄水場）	機器更新	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	無し			0.8			－
			熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入	無し		2.8%				
			エネルギー損失の少ない変圧器への更新	実施済み						
			エネルギー消費効率の高い給湯器への変更	実施済み						
			照明対象範囲の細分化	実施済み						
			LED（発光ダイオード）照明への更新	無し						
		運用改善	給湯温度・循環水量の適正化	実施済み						
			照明器具の定期的な保守及び点検	実施済み						
			エアコン室外機・フィルタの定期的な清掃	有り	○	0.2%				
計注2)				－	－	－	282.1	－	－	43.3

※【二酸化炭素削減率】

「2017 ビル省エネ手帳 一般財団法人省エネルギーセンター」、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」、「省エネ診断結果」をもとに算定した、各施設における二酸化炭素削減率を示す。

注 1) 算出方法なし。

注 2) 二酸化炭素削減量の各施設の合計と“計”で示す数値は端数処理の関係で一致しない。

（２）温室効果ガス排出量の削減目標

本計画期間における温室効果ガス排出量の削減目標※は、2023 年度（短期的目標年度）の排出量を 2013 年度比（基準年度）で 20％削減、2030 年度（目標年度）では 40％を超える削減量を目指します。

【2018 年度までの取組状況】

本町では、2013 年度以降、町独自の省エネ対策（P 34「⑥具体的な取組」）や、町内施設照明の LED 化等の取組を順次進めています。また、基準年度に比べて電力会社の二酸化炭素排出係数が下がっています。こうした町独自の取組効果や電力会社の二酸化炭素排出係数の低減の取組により、2013 年度から 2017 年度にかけて排出量を削減しています。この温室効果ガスの削減分 284 t-CO₂（約 10％）を 2018 年度までに行った取組効果量として算定を行いました。

2013 年度における温室効果ガス排出量 2,846 t-CO₂



2018 年度までの取組における温室効果ガスの削減量

10 %削減 (△284 t-CO₂)

【2023 年度（短期的目標年度）】

2023 年度では 2030 年度までの削減目標を念頭に、温室効果ガス排出量の削減目標を、2013 年度比で 20％削減することを目指します。2023 年度の目標を達成するためには、2019 年度以降の省エネ対策により、10％の削減が必要になります。

2013 年度における温室効果ガス排出量 2,846 t-CO₂



2023 年度（短期目標年度）における温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で

20 %削減 (△566 t-CO₂)

（電気の二酸化炭素排出係数は 2017 年度を使用）

※削減目標は、本町における事務・事業を対象としたものです。公共施設の新設・改築や廃止、設備の導入等により事務・事業に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて削減目標の見直しを行います。

【2030 年度（目標年度）】

国の「地球温暖化対策計画」の“業務その他部門”の削減目標は、2013 年度比で 40%です。本計画による 2030 年度の試算では、2013 年度比で 41%の削減効果が見込まれています。

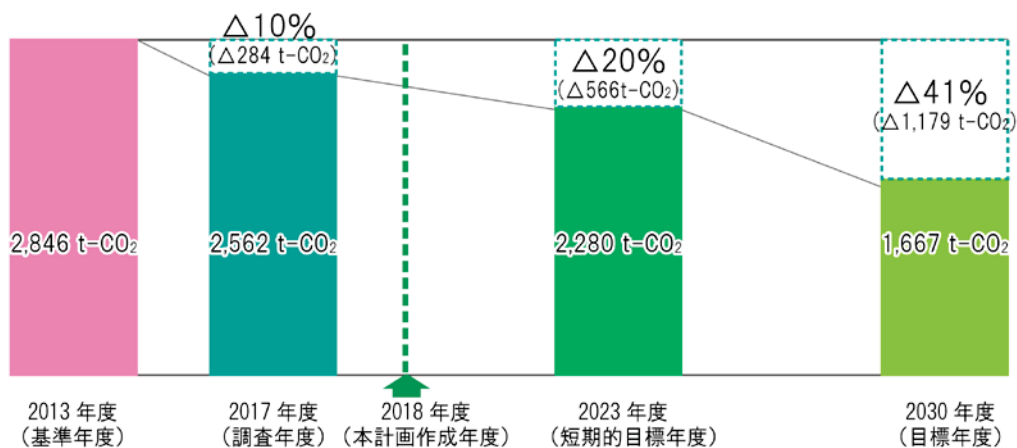
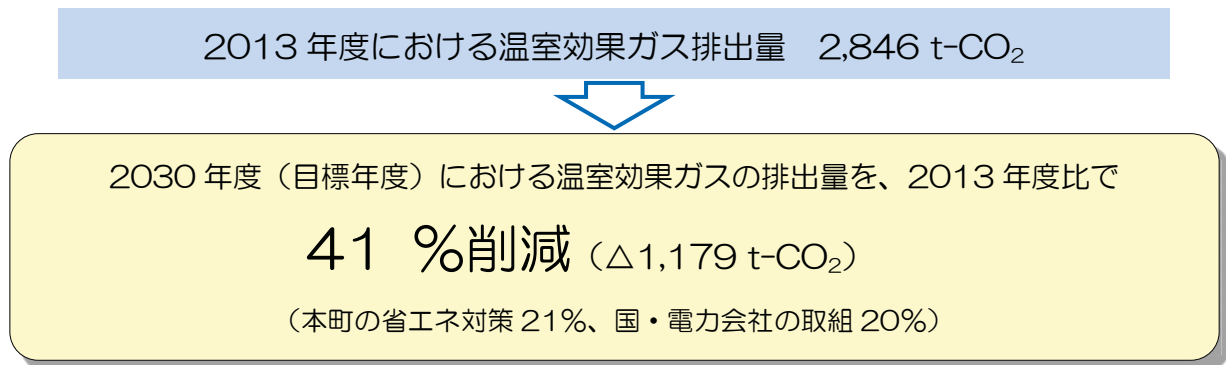


図 22 目標の考え方

表 13 目標の考え方

2013 年度 (基準年度)	この年を基準年度とし、2030 年度には 40%の温室効果ガス削減を目指します。
2017 年度 (調査年度)	本町の事務事業で発生する温室効果ガスの数値を算出した 5 年間のうち、直近にあたる年です。2013 年度に比べ、町独自の省エネ対策等により 284 t-CO ₂ (約 10%) の温室効果ガスが削減されました。
2023 年度 (短期的目標年度)	5 年後の短期的目標年度では、本計画による省エネ対策（P 34「⑥具体的な取組」の継続・強化+“表 12 各施設の取組の意向と削減効果”）により、2013 年度に比べ 566 t-CO ₂ の温室効果ガスの削減を目指します。
2030 年度 (目標年度)	国の「地球温暖化対策計画」に定める中期目標年度です。2030 年度までの本計画の省エネ対策（P 34「⑥具体的な取組」の継続・強化+“表 12 各施設の取組の意向と削減効果”）及び国・電力会社の取組による削減期待値*613 t-CO ₂ により、2013 年度に比べ 1,179 t-CO ₂ の温室効果ガスの削減を目指します。

※【国・電力会社の取組による削減期待値】

電気を作るためのエネルギー源には、石油、石炭、LNG（液化天然ガス）、太陽や風力などの再生可能エネルギー、原子力などさまざまな種類があり、得られる電力あたりの二酸化炭素の排出量が異なります。そのため、二酸化炭素を排出しない、または排出量の少ない電源に切り替えたり、構成を変えることで二酸化炭素の排出量を低減することができます。

本計画の二酸化炭素削減目標には電力業界の低炭素化の取組を踏まえた削減量を見込んでいます。国の「地球温暖化対策計画」に記載されている 2030 年度の排出係数想定値 0.37kg-CO₂/kWh を使用すると、本町における削減量は 20%です。それを考慮すると、2030 年度の目標達成には省エネ対策により 10%の削減が必要になります。

6 具体的な取組

施設設備の運用改善及び導入・更新など、施設計画に関する取組の他、日常業務を通じて行う環境配慮行動を推進します。取組にあたっては、以下に示す考え方にのっとり、業務に支障をきたさない範囲で推進します。なお、取組の内容によっては既に実施しているものもありますが、今後も、ここに示す考え方を念頭に全ての施設、職員で徹底した実施を目指します。

(1) 財やサービスの購入に関する取組

1) 用紙類

- ・コピー用紙は、再生紙を購入する。
- ・トイレットペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。
- ・印刷物を発注する際は、環境配慮用紙（再生紙、森林認証紙）を指定する。

2) 電気製品

- ・電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
- ・適正規模の電気製品を選ぶ。
- ・エネルギー消費の少ない自動販売機へ更新する。
- ・水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。

3) 公用車

- ・自動車の更新時は、低燃費車または低公害車（例：電気自動車、ハイブリッド自動車）を選択する。

4) 文具・事務機器等

- ・使い捨て製品の購入を控える。
- ・再利用や詰め替え可能な製品（文具、洗剤など）を購入する。
- ・部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。
- ・エコマークなど、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入する。
- ・製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。

(2) 財やサービスの使用に関する取組

1) 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- ・裏紙の活用を徹底する。
- ・各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。
- ・会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。
- ・事前配布資料は、再配布を自粛する。
- ・会議等においては、封筒を使用しない。

- ・印刷物の残数把握をして印刷部数を減らす。
- ・資料の A4 版化など規格の統一化を図る。
- ・庁内 LAN を活用、電子メールの使用により、ペーパーレス化を図る。
- ・ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。

2) 水道使用量

- ・洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときはこまめに水を止める。
- ・利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。

3) 電気使用量

- ・OA 機器については節電・待機モードを活用するとともに、長時間使用しない場合は主電源を切って、待機時消費電力を削減する。
- ・LAN の活用により周辺機器の共有化を図る。
- ・空調は室温が冷房 28℃、暖房 20℃を目安に調整する。
- ・空調フィルターを定期的に清掃・点検する。
- ・冷房効率を上げるためにカーテン、ブラインド、緑のカーテンを活用する。
- ・冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。
- ・冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ・会議室、給湯室、トイレ等断続的に使用する箇所の照明・空調は、使用のつど点ける。
- ・昼休みや時間外など、不必要な照明を消灯する。
- ・通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。
- ・窓側など消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。
- ・クールビズ・ウォームビズを実施する。
- ・省エネルギー等のために、ノー残業デーを設定する。
- ・エレベーターにおける職員の利用は体調不良、荷物の積み降ろしのみの利用とする。

4) 燃料使用量

- ・自動車のタイヤ空気圧を適正に保つ等、定期的に点検・整備を実施する。
- ・公共交通機関の利用を心掛ける。
- ・緩やかに発進し（5 秒かけて 20km/h まで加速）、経済速度で運転する。
- ・早めにアクセルオフをしてエンジnbrakeを活用する。
- ・駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。
- ・カーエアコンは控えめにする。
- ・無駄な荷物を積んだまま運転しない。
- ・公用車の運転は合理的な走行ルートを選択する。
- ・公用車の走行距離を把握・管理する（運転日報の記録など）。

（３）ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組

- ・使用済封筒やファイリング用品などを再使用する。
- ・庁内で情報交換を図り、使わなくなった物品の再使用に努める。
- ・プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルする。
- ・資源回収ボックスを利用し、リサイクルに努める。
- ・ごみは分別して出す。

（４）建設工事に関する取組

- ・資材の無梱包化や実寸発注に努める。
- ・再生資材等、環境負荷の少ない建設材を採用する。
- ・運搬車両台数、運転時間、運搬ルートなどを事前に検討し、工事車両からの温室効果ガスの排出抑制を図る。
- ・工事等での間伐材、木屑、コンクリート塊等の使用など未利用資源の活用を図る。
- ・耐久性の高い材料・工法を活用し、長寿命化に努める。
- ・事業の発注に際し、廃棄物の減量化を請負者に対して要請する。
- ・発生土を抑制し現場間での有効利用に努める。
- ・建設副産物の発生抑制を図る。
- ・建設副産物のリサイクルの推進に努める。
- ・アスファルト、コンクリート塊等建設廃棄物の再生処理施設への搬入を徹底する。
- ・施工にあたっては可能な限り合理化に努め、工期の短縮を図る。
- ・廃棄物の分別収集スペースを確保するなど、運用後の廃棄物対策に配慮した設計にする。

（５）施設設備の運用改善及び導入・更新、再生可能エネルギーに関する取組

- ・既設の施設設備の特性に基づいた運用改善の見直しを行う。
- ・設備機器の新規整備又は更新に関する計画を検討、実施する。
 - －設備機器の更新時期を捉え、設備機器の劣化状況等を勘案して、優先順位の高い設備機器から順番に高効率な設備機器を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ・省エネルギー設備・機器の導入基準を参考に設備・機器の整備を行う。
 - －環境省が公表する「L2-Tech^{*}認証製品一覧」などを参考に、省エネ・CO₂ 排出削減効果の高い設備・機器の導入を進める。
- ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備など、再生可能エネルギーの導入を進める。

※【L2-Tech】

先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）の水準にあることを認証された製品のこと。
エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらすことを環境省が認めている。

7 計画の推進

(1) カーボン・マネジメント体制

1) 宇美町地球温暖化対策推進委員会

宇美町地球温暖化対策推進委員会設置要綱に基づき設置した組織で、副町長、各課等の長（以下「委員」という。）で構成します。宇美町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」とする。）には委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長が就任、副委員長は委員の中から委員長が指名することとします。

委員会は、本計画（事務事業編）の策定、見直しを行うとともに、計画の策定後には推進及び進行管理を行います。

また、計画の実行においては各課に1名程度の担当者（以下「各課担当者」とする。）を選任し、各課担当者よりなる推進部会を設置します。推進部会では、各課、各施設での具体的取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的に実施状況を把握します。

2) 庶務

庶務は、環境課において処理します。

計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行うほか、研修を実施します。また、各課からの報告を総括した資料を作成し委員会に報告、結果の公表を行います。

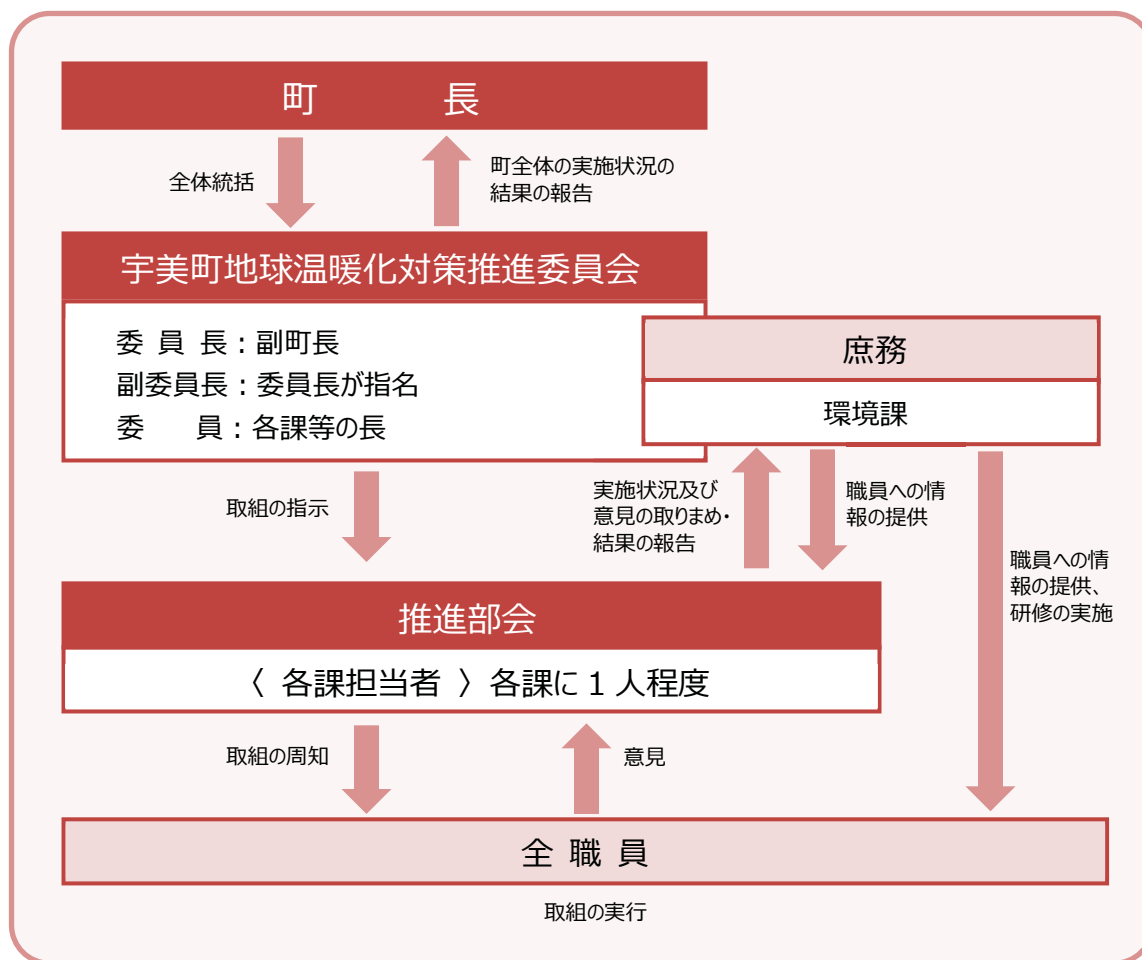


図 23 計画の推進体制

（２）進行管理の方法

計画の進行管理は、①計画の策定（Plan）、②計画の実行（Do）、③実施状況の点検・評価（Check）、④計画の公表・見直し（Action）という、PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。

１）計画の策定（Plan）

委員会において温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための取組内容等の作成と体制の確認を行います。なお、計画２年目以降は、前年度の実施状況の点検・評価の内容を受けて、次年度で行うべき取組内容を各課の意向を確認、調整の上リストアップ（巻末資料P43 “（２）点検調査票” 参照）します。リストアップした取組については、実施状況の点検・評価時に進捗報告の対象として取り扱います。

２）計画の実行（Do）

計画を実行するにあたり、委員は各課担当者を選出し、委員長がこれを指名して作業部会を立ち上げます。各課担当者及び職員は、「具体的な取組」に示された環境配慮行動を着実に実施します。また、リストアップした取組についても、所管課の管理のもと、確実に執行していきます。庶務は職員意識を啓発し、計画を効果的に推進するために、情報提供や研修などを実施します。

<職員への情報の提供>

庶務は、計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います。

表 14 職員への情報提供

提供方法	提供内容
・庁内 LAN 等	・計画の内容 ・取組の項目 ・エネルギー使用量の推移 ・削減目標の達成状況 など

<研修等の実施>

庶務は、計画の着実な推進を図るために、職員に向けて研修等を実施します。

表 15 職員の研修等

目 的	項 目	内 容
計画内容の 周知徹底	対 象	全職員
	頻 度	年 1 回程度
	内 容	地球温暖化の現状、計画の目的、取組の内容、 職員の役割、計画及び取組に係る意見交換 など

3) 実施状況の点検・評価 (Check)

各課担当者は、「点検調査票」(巻末資料 P 43 “(2) 点検調査票” 参照) を用いて各施設のエネルギー使用量(毎月)と、各課の取組の実施状況(年 1 回)を把握し、庶務に報告します。

庶務は、各課担当者の報告を踏まえて、町全体の実施状況を取りまとめます。

庶務は、実施状況を総括した結果を委員会において報告し、委員会で点検評価を行います。

表 16 実施状況の把握

項 目	調査担当課	調査回数
電気・燃料使用量	施設・車両を管理する全ての課	年 1 回
取組の実施状況・車両の走行距離、浄化槽使用人口	関係各課	年 1 回

4) 計画の公表・取組の見直し (Action)

委員会での意見を踏まえて、委員は所管で次年度に行うべき取組内容の見直しを行い、取組内容のリストアップ等に反映させます。また、点検評価の結果は一般に公表します。

<計画の公表>

庶務は、計画の内容及び実施状況を町のホームページ等をとおして一般に公表します。

表 17 計画の公表

項 目	公表時期	公表方法
計画の内容	計画の策定・改定時	ホームページ
二酸化炭素の総排出量、削減目標の達成状況	毎年 1 回	
取組の実施状況	毎年 1 回	

＜計画の見直し＞

継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、短期的目標年度である 2023 年度には計画の見直しを行います。また、公共施設の新設や改築、設備の導入等により大きな変更が生じる場合は計画の見直しを行うものとします。

5) 年間スケジュール

計画の運用に関する年間スケジュールと役割分担は、表 18 のとおりです。

表 18 計画の運用に関する年間スケジュールと役割分担

実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	庶務	委員	各課担当者	職員	推進委員会
D 実行	取組の実施													●	●	●	●	
	取組の推進													●	●	●		
	職員啓発													●				
	職員研修													●				
C 点検	実施及び進捗状況の把握													●		●		
	取組の点検（当該年度分）													●		●		
	エネルギー使用量等の実績報告													●		●		
	取りまとめ（前年度分）													●				
A 見直し	評価の実施（前年度分）													●				●
	計画の見直し・改善													●	●			●
	計画及び取組状況の公表（前年度分）													●				

巻末資料

(1) 宇美町地球温暖化対策推進委員会設置要綱

○宇美町地球温暖化対策推進委員会設置要綱

(平成 30 年 10 月 10 日訓令第 10 号)

(設置)

第 1 条 宇美町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図るために、宇美町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宇美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定及び見直しに関すること。
- (2) 宇美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、副町長及び各課等の長（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副町長とし、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第 7 条 委員会及び部会の庶務は、環境課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(2) 点検調査票

取組報告シート(記入例)

: 記入欄

施設番号		課所室(施設)名	
------	--	----------	--

■エネルギー量増減にかかる特記事項

増 加	本年度より空調設備を全室に導入したため、電気使用量が増加。
減 少	灯油使用量の減少は、ストーブから空調設備を使用するようになったため。
その他	

■個別の取組計画と進捗状況

No	取組内容	計 画	2018年度実績		今後の取組方針
			評価※	内容	
1	節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入	2023年度までに節水型器具を5箇所に導入	○	・節水型器具 5箇所中2箇所設置	・2019年度には節水型器具の残りを設置予定

※評価は、以下の基準に沿って記入してください。

● : 計画内容を全て完了 ○ : 本年度予定を全て実施 △ : 本年度予定を一部実施 × : 実施せず

担当者氏名		電話番号	
-------	--	------	--

■(記入例)点検調査票(取組報告シート)

取組報告シート(年度)

: 記入欄

施設番号		課所室(施設)名	
------	--	----------	--

■エネルギー量増減にかかる特記事項

増 加	
減 少	
その他	

■個別の取組計画と進捗状況

No	取組内容	計 画	年度実績		今後の取組方針
			評価※	内 容	
1					
2					
3					
4					

※評価は、以下の基準に沿って記入してください。

● : 計画内容を全て完了 ○ : 本年度予定を全て実施 △ : 本年度予定を一部実施 × : 実施せず

担当者氏名		電話番号	
-------	--	------	--

■点検調査票(取組報告シート)

年度	【調査項目】 緑色……各施設に共通する項目 青色……施設によっては該当する項目	単位	月別入力												年度計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃料の使用	ガソリン(公用車以外)	L													
	灯油	L													
	軽油(公用車以外)	L													
	A重油	L													
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	kg													
他人から供給された 電気の使用	九州電力株式会社	kWh													
	エネサーブ株式会社	kWh													
	株式会社ウエスト電力	kWh													
	電気事業者(その4)	kWh													
	電気事業者(その5)	kWh													
ディーゼル機関 における燃料の使用	灯油	L													
	軽油	L													
	A重油	L													
	液化石油ガス(LPG)	kg													
家庭用機器 における燃料の使用	灯油	L													
	液化石油ガス(LPG)	kg													
	浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理	人													

■点検調査票(施設の電気・燃料使用量等調査)

年度	月別入力											年度計
単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃料の使用	ガソリン(公用車)											
	軽油(公用車)											
	液化石油ガス(LPG)(公用車)											
ガソリン・LPG	普通・小型乗用車(定員10名以下)											
	バス											
ガソリン	軽乗用車											
	普通貨物車											
	小型貨物車											
	軽貨物車											
	普通・小型・軽特種用途車											
ディーゼル	普通・小型乗用車(定員10名以下)											
	バス											
	普通貨物車											
自動車用 エアコンディショナー	小型貨物車											
	普通・小型特種用途車											
使用時												

■点検調査票(自動車の燃料使用量・走行距離等調査)

区分	No	取組	管理・運用対象の有無 (無しの場合には「-」 をご記入下さい)	年度		備考
				①徹底して実施した(100%)	②概ね実施した(75%)	
1. 財やサービスを購入に関する取組				③あまり実施しなかった(50%)	④まったく実施しなかった(0%)	
	(1)用紙類	1 コピー用紙は、再生紙を購入する。				
		2 トイレットペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。				
		3 印刷物を発注する際は、環境配慮用紙（再生紙、森林認証紙）を指定する。				
	(2)電気製品	4 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。				
		5 適正規模の電気製品を選ぶ。				
		6 エネルギー消費の少ない自動販売機へ更新する。				
		7 水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。				
	(3)公用車	8 自動車の更新時は、低燃費車または低公害車（例：電気自動車、ハイブリッド自動車）を選択する。				
		9 使い捨て製品の購入を控える。				
		10 再利用や詰め替え可能な製品（文具、洗剤など）を購入する。				
	(4)文具・事務機器等	11 部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。				
		12 エコマークなど、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入する。				
		13 製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。				

■点検調査票(環境配慮行動の実施状況調査、一部抜粋)

施設・部署名：

記入者名：

※ 年度

No.	車両ナンバー	自動車区分	燃料の種類	購入年月日	カーエアコンの有無	走行距離計表示値(読み取り)				年間走行距離(km)
						年度始め	記入日 年 月 日	年度終り	記入日 年 月 日	
37	福岡 41 つ ●●●●	軽貨物車	ガソリン	H11.5	有		年 月 日		年 月 日	
38	福岡 41 と ●●●●	軽貨物車	ガソリン	H12.8	有					
39	福岡 480 け ●●●●	軽貨物車	ガソリン	H22.3	有					
40	福岡 480 す ●●●●	軽貨物車	ガソリン	H24.5	有					

■公用車の年間走行距離表

宇美町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2019年2月

〒811-2192

福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

宇美町役場 環境課

TEL : 092-932-1111

FAX : 092-933-7512

<https://www.town.umi.lg.jp/>